

(仮称) 東久留米市第二次空家等対策計画アウトライン (現行計画との比較)

東久留米市空家等対策計画 <現行計画>	(仮称) 東久留米市第二次空家等対策計画 <次期計画>	検討事項等
第1章 はじめに	第1章 空家等対策計画について	<前提、定義>
1. 空家等対策計画策定の背景 2. 本計画における用語の定義	1. 本計画の背景 2. 計画の位置づけ 3. 対象とする空家等の種類 (用語の定義)	・「管理不全空家等」を追加
第2章 東久留米市の空家等を取りまく現状と課題	第2章 東久留米市の空家等を取りまく現状と課題	<現状・課題>
1. 人口動向 2. 本市の住宅の現状 3. 本市の「統計空き家」と「調査空家等」の現状	1. 人口動向 2. 本市の住宅の現状 3. 本市の「統計空き家」と「調査空家等」の現状 4. 本市の空家等に関する課題	・国勢調査は令和8年9月頃に最新結果公表 ・住調結果とR7年度の市調査結果を集計・分析 ・「3-1 本市の空家等に関する課題」を移動
第3章 基本方針等	第3章 基本方針等	<方針>
1. 本章の位置づけ 2. 空家等対策計画の枠組み 3. 基本方針 4. 取り組み経緯と今後の予定 5. 計画の位置づけ 6. 対象とする地区 7. 計画期間	⇒ (各章への振り分けにより、本章は基本方針関連のみにつき、削除) 1. 基本方針 ⇒ (資料編「本計画改定に至る経緯」に統合) 2. 対象とする地区 3. 計画期間	・現行計画の「人」「まち」「家」が抽象的なため、わかりやすいキーワードに変更するか。 ・「空家等活用促進区域」の検討
第4章 具体的な施策	第4章 具体的な施策	<施策・実施体制等>
1. 基本方針と空家法必須項目の関係 2. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項 3. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進 7. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 4. 空家等に関する調査・措置の流れ 5. 空家等の調査に関する事項 6. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 8. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	1. 具体的な施策の体系 (基本方針と空家法必須項目の関係) この第1節では、現行計画のうち所有者等が密接に関わる施策 「2. 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項」 「3. 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進」 「7. 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項」 について、基本方針の別にわかりやすく整理して掲載。 2. 空家等に関する調査・措置の流れ 3. 空家等の調査に関する事項 4. 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項 5. 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 6. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項	・「周知、啓発、利活用、相談」など所有者等が密接に関わる事項と、「調査、措置」など市が主体の手順・体制に関わる事項に分け、現行計画の並び順を変更。 ・「管理不全空家等」を追加 ・詳細な市対応流れの掲載は必要か。 ・「空家等管理活用支援法人」の検討
資料編	資料編	<資料>
空家等対策の推進に関する特別措置法 東久留米市空家等対策協議会条例 空家等対策計画策定の検討経緯 第1期 東久留米市空家等対策協議会	⇒ (計画期間中に法改正の可能性が高いため、削除) 東久留米市空家等対策協議会条例 本計画改定に至る経緯 東久留米市空家等対策協議会 (第4期・第5期)	・R7年度実施の市調査は、詳細結果報告書の公開がないため、アンケート票や全項目の単純集計、現地調査票などの掲載が必要であるか。